

通風閉鎖装置へのアクセスに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

通風閉鎖装置へのアクセスに関する事項

改正理由

2011 年 11 月 1 日付け一部改正により，IACS 統一解釈 SC243 を鋼船規則検査要領 R 編及び旅客船規則検査要領に取り入れ，車両積載区域の通風閉鎖装置への経路は十分なクリア幅を有し，閉鎖装置が高所に設置される場合にあっては梯子等の適切な接近手段を設けなければならない旨等を規定した。

上記の IACS 統一解釈は，2011 年 7 月に開催された第 55 回 IMO 防火小委員会において審議され，その内容を基にした MSC サーキュラー案が合意された。同サーキュラー案は，IACS 統一解釈に対して一部要件を追加し採択される見込みであることから，今般，MSC サーキュラー案を基に関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 車両積載区域の通風閉鎖装置への経路は明瞭に標示しなければならない旨規定した。
- (2) 梯子等の接近手段を備えるべき通風閉鎖装置の高さは 1.8m 以上とする旨規定した。